

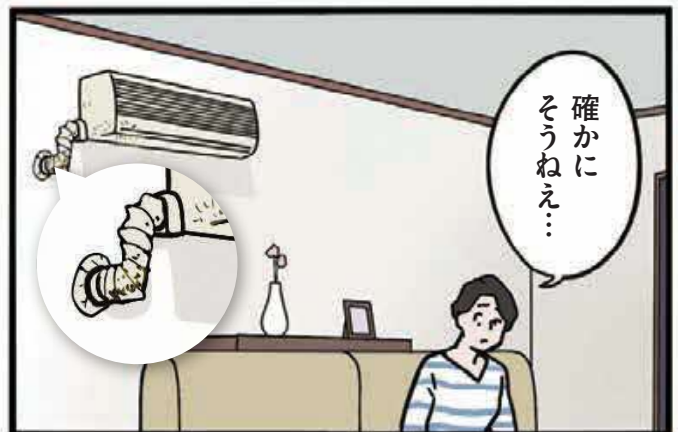
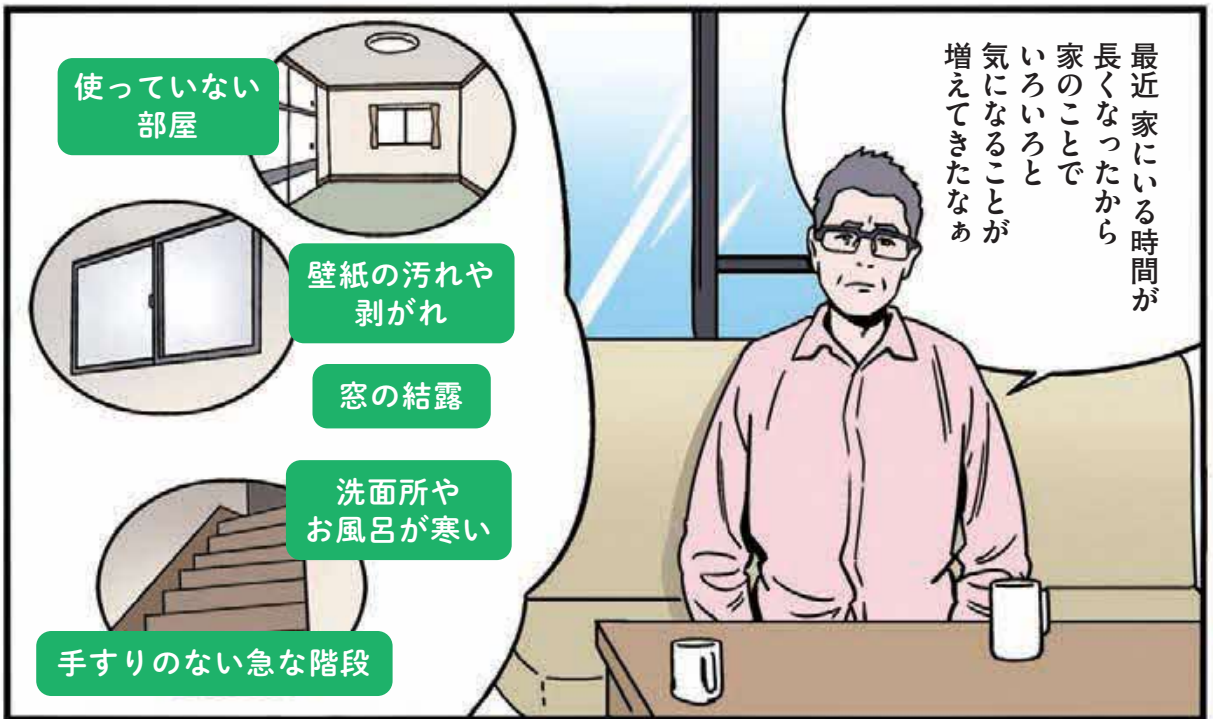


マンガでわかる！

60歳からの住宅ローン
【リ・バース60】

これからの住まいを
考えてみませんか？





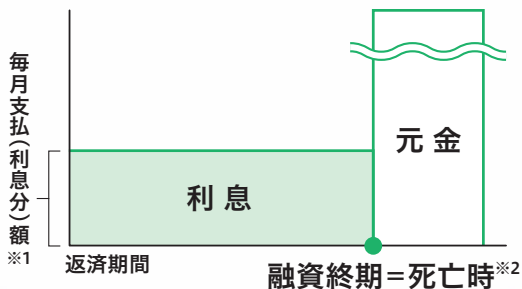




住宅金融支援機構と連携している
金融機関の住宅ローン

お申込みは、
取扱金融機関へ

【リ・バース60】の返済イメージ



まず毎月の
お支払は利息のみ
元金を返済しない分
毎月の支払額が少なくなり
年金収入の方にもご利用
いただいています



例えば、こんな使い方！

古くなった自宅のリフォーム



古くなった家を
リフォームして、
快適な住まいになった例

試算例

- リフォーム工事費 700万円
- 自己資金 なし
- 借入額 700万円 ※3



70歳代一人暮らし
世帯年収300万円台

毎月支払額【利息分】 **1.6万円**
(変動金利※1 年2.7%の場合)

暮らしやすい場所への住替え



買い物や通院に
便利な場所のマンションに
住み替えた例

試算例

- マンション購入費 3,000万円
- 自己資金 1,500万円
- 借入額 1,500万円 ※3



60歳代夫婦
世帯年収300万円台

毎月支払額【利息分】 **3.4万円**
(変動金利※1 年2.7%の場合)

※1 変動金利の場合は、金利が見直されると毎月の支払額が変わります。

※2 連帯債務の場合は、主債務者および連帯債務者が共に亡くなられたときです。

※3 融資限度額は担保評価額の50%または60%です。ただし、8,000万円以下で、所要資金以内とします。担保評価額によっては自己資金が必要になる場合があります。



元金は
お客さまが
亡くなられたときに※

相続人の方から
一括してご返済

または
担保物件の売却により
ご返済いただきます

担保物件



相続人



※連帯債務の場合は、主債務者および連帯債務者が共に亡くなられたときです。

ふーむ なるほど…

ただそうは言っても
物件の売却で完済できる
とは限らないんじゃないか？

そうよねえ

それで子どもに
迷惑をかけるのはねえ…

いい方法が
あります

ノンリコース型

約99%^{※1}のお客さまが選択!

相続人の方は残った債務を返済する必要はありません^{※2}

または

リコース型

相続人の方は残った債務を返済する必要があります

ノンリコース型 相続人の方は債務を返済する必要はありません

※1 2021年度のお申込件数に占める割合です。
※2 ノンリコース型の場合は、返済が不要となる残債務分については、債務免除益とみなされ、一時所得が発生し、所得税等が課税される可能性があります。詳しくは、税務署や税理士にご相談ください。

これなら子どもに
迷惑をかける
こともないわね!





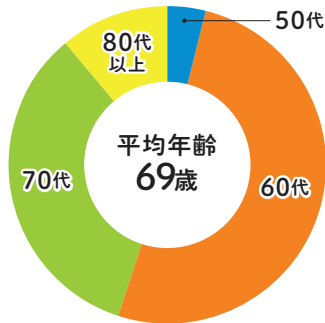
住まいのしあわせを、ともにつくる。

住宅金融支援機構

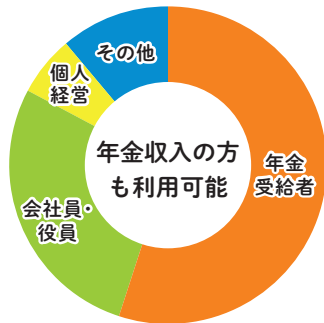
【リ・バース60】ご利用者のすがた

2021年度
お申込分

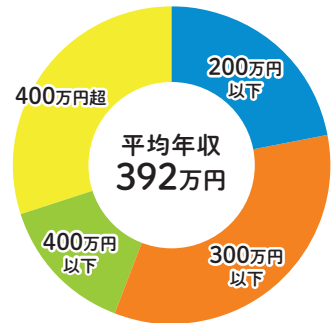
申込本人年齢



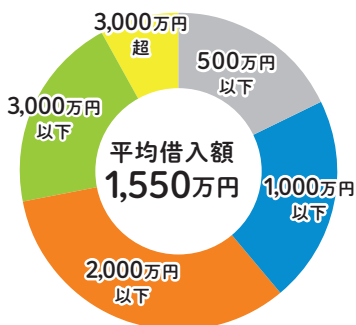
申込本人職業



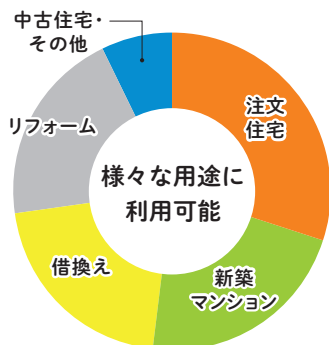
申込本人年収



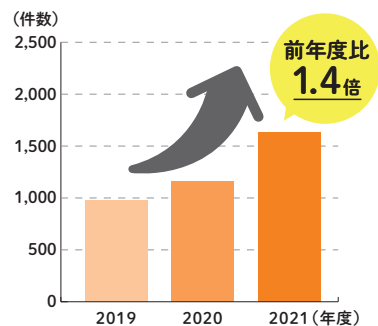
借入額



使いみち



申込実績



住宅金融支援機構と
提携している金融機関の
住宅ローンです



60歳からの住宅ローン

【リ・バース60】

ご利用いただける方

借入申込日現在で

満60歳以上^{※1}
のお客さま

ご融資の限度額

融資限度額は、担保評価額(住宅および土地)の50%または60%^{※2}です。ただし、8,000万円以下で、所要資金以内とします。

(注)担保評価額によっては、自己資金が必要になる場合があります。

資金の使いみち

- ①住宅の建設・購入
- ②住宅のリフォーム
- ③サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金
- ④住宅ローンの借換えなど

※1 満50歳以上満60歳未満のお客さまもご利用可能です。この場合は、ご融資の限度額が異なります。

※2 お客さまの年齢が満50歳以上満60歳未満の場合は「担保評価額の30%」になります。

⚠️ご注意 生活資金および投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。お借入れの内容により、自己資金が必要になる場合があります。

お申込先 【リ・バース60】取扱金融機関となります。

お借入れに当たってのご注意

■融資対象住宅および土地に対して、金融機関を抵当権とする第1順位の抵当権を設定していただきます。■お申込前に金融機関担当者からお客さまに注意事項をご説明させていただきます。

■ご融資に伴い発生する諸費用は、お客さまの負担となります。諸費用の具体的な内容、金額等は金融機関により異なる場合があります。

■【リ・バース60】の返済期間と一般的な住宅ローン(元利均等返済)の返済期間が同じ場合は、金利が同じでも【リ・バース60】の方の総返済額(元金+利息)は多くなります。■【リ・バース60】のお借入れには、金融機関および機構の審査があります。審査結果によっては、お客さまのご希望に沿えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。■担保物件を売却する場合、売却代金が当該物件の当初取得価格を上回ったときは、売却益分について、譲渡所得が発生し、所得税等が課税される可能性があります。詳しくは、税務署や税理士にご相談ください。■ご融資の対象となったセカンドハウスを第三者に賃貸することはできません。

【リ・バース60】ダイヤル(通話無料)

0120-9572-60

営業時間 9:00~17:00

土日、祝日および
年末年始を除きます

リ・バース60 検索



金利、利用条件等の商品内容は、金融機関ごとにより異なりますので、

住宅金融支援機構ホームページの【リ・バース60】サイトでご案内している取扱金融機関にお問い合わせください。